

飯田国道 NOW

飯田国道事務所からのお知らせ

地域と連携した
緑の道づくり

国土交通省 中部地方整備局
飯田国道事務所

〒395-0024
長野県飯田市東栄町3350番地
電話 (0265) 53-7200(代表)
ファックス (0265) 53-7210
E-メール iikoku@cbr.mlit.go.jp

平成26年9月24日

安全な道路利用をめざして

～「平成26年秋の全国交通安全運動」における取り組み～

1 概要

秋の全国交通安全運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

この運動の一環として、飯田国道事務所では交通安全施設等の点検、交通安全の周知及び大型車両の通行適正化に関する広報を実施します。

2. 取り組み内容

1)交通安全施設等の点検

自転車や高齢者の交通事故が増加している現状や、通学路の交通安全確保や事故多発箇所等を踏まえ、塩尻警察署、塩尻市、地区の関係者の方々と連携してガードレールやポストコーン等、交通安全施設の徒歩点検を実施します。
(詳細は別紙)

点検日時 平成26年9月26日(金) まきの もとやま
10:00～ 国道19号 塩尻市牧野地区、本山地区
ひろおかたかいで
11:00～ 国道19号 塩尻市広丘高出地区

2)交通安全の周知

建設工事における交通事故を防止するため、建設業者に対して工事安全協議会において交通安全の周知徹底を行います。
道路利用者へ向けて交通安全の呼びかけを道路情報板にて行い周知します。

3)大型車両の通行の適正化の周知

大型車両による交通事故の防止及び通行の適正化を目的として、道の駅平谷及び日義木曾駒高原においてパネル展示を行うとともに、管内13箇所の道の駅及び関係機関に別添チラシを配布して周知します。

3. 配布先 飯田市役所記者クラブ、木曾合同庁舎記者室、
塩尻市桔梗ヶ原記者クラブ

4. 問合せ先 国土交通省中部地方整備局 飯田国道事務所
飯田市東栄町3350

からさわ りょうじ さわだ あつのり
副所長 唐澤 良治 管理第二課長 澤田 敦則
電話0265-53-7206 FAX0265-53-7212
E-Mail : iikoku@cbr.mlit.go.jp

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910** (通話料無料・24時間受付)

交通安全施設の点検について

1. 日時
9月26日(金)
10:00～ 国道19号 塩尻市牧野地区、本山地区
11:00～ 国道19号 塩尻市広丘高出地区
2. 集合場所
国道19号 173.3kp(下り) 駐車帯 (牧野交差点付近 Aコープ前)
10時集合
3. 参加予定機関等
 - ・飯田国道事務所
 - ・塩尻市役所
 - ・塩尻警察署
 - ・牧野地区、本山地区の関係者の方々
 - ・西部中学校、宗賀小学校の関係者の方々



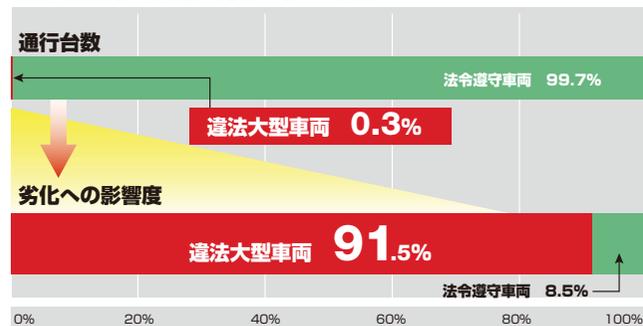
大型車両で通行される皆さまへ

大型車両が及ぼす道路への影響

違法大型車で道路が短命に！

違法に重量制限を超過する大型車両の走行は、大事故を引き起こす恐れがあるばかりか、道路の橋や舗装などの劣化を早めます。通行車両のうち、違法に重量制限を超過した大型車両の通行は、**僅か0.3%であるものの**、その僅かな違法車両通行が道路橋の劣化に与える影響は、**全体の約9割**に達するほど大きな影響を与えます。

違法大型車両が道路橋の劣化に与える影響



*自動計測装置 (全国 39 箇所) に設置) のデータから試算

軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当すると言われており、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっています。



大型車両の通行の適正化に向けた方針

違法車両の取締りを徹底！

通行車両の大きさや重さが適正であるかを確認するために、「違法な大型車両」の現地取締りを行っています。中部地方整備局が管理する国道では平成25年度に**44回の現地取締り**を行いました。その結果、計測した車両の**約8割が違法に通行**しており、その場で積荷を減らすなどの改善措置を行いました。引き続き、取締りや違反者への指導などの強化を進めてまいります。



現地取締り状況 (車両長さの測定)



現地取締り状況 (車両重量の測定)



重量超過違反の減載状況

重量超過の違反者に対して、即日、荷物を減らす措置を指導し、減載後に通行いただくなど取締りを徹底しています。

大型車両の通行の適正化に向けた方針

大型車両の通行は許可が必要です

一般的制限値 (大きさ、重さ等) を超える大型車両の通行には、道路管理者の「**特殊車両通行許可**」が必要です。道路管理者は、制限を超える車両の通行がやむを得ないと判断され、走行予定ルートが通行可能と認められた場合に、道路の構造を保全し、交通の危険を防ぐために、夜間走行などの条件のもと許可をしています。

大型車両 一般的制限値の一例



「通行許可証を確認している様子」



制限値のどれか1つでも超える車両は「**特殊車両通行許可**」が必要になります。

違法に通行した運送事業者、運転者には、罰則の適用、名前の公表、荷主には、勧告及び荷主名等を公表することがあります。

大型車両の通行に関するお問合せ 平日9時～17時

国土交通省 飯田国道事務所 管理第一課 電話(0265)53-7205

URL <http://www.cbr.mlit.go.jp/iikoku/index.html>